

機会を確保することも重要です。

- 社会参加には、就労的活動、ボランティア活動、学びや趣味活動、友人・隣人などとの交流等、様々な類型があります。
- 一方で、社会参加のきっかけがないことや、活動に関する情報が不足していることなどにより、高齢者の社会参加への意欲が実際の活動に結び付いていないという課題もあります。
- 多くの高齢者が「地域社会を支える担い手」として、支援を必要とする高齢者のサポートや一人暮らし高齢者の見守りなどに積極的に関わるとともに、地域において高齢者が相互に助け合い、支え合う活動を充実させていくことが期待されます。
- また、今後の介護ニーズの増加に対応するためには、福祉職場において高齢者が多様な働き方ができるよう支援することも必要です。

【取組の方向性】

- 多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりや自己実現に役立つよう、オンラインプラットフォームによる社会参加活動の情報発信を行うほか、地域社会に参加する機会を提供する区市町村などの取組を支援します。
- 高齢者の健康増進や仲間づくり活動を支え、世代を超えた交流を促進するため、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動等を支援します。
- 生活支援や介護予防など地域包括ケアシステムの構築に資する地域貢献活動の活性化を図るとともに、高齢者を含む一人ひとりが担い手として地域活動に参加するための取組を推進します。

ウ ソーシャルファームの創設及び活動の支援

【現状と課題】

- ソーシャルファームとは、自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。いわゆる「福祉的就労」とは異なり、様々な事情により就労に困難を抱える方が、その個性と能力に応じて働き、社会の担い手として活躍することが期待されます。
- 都では、令和元年12月に公布された「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき、「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」において認証基準及び支援策等を定め、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に取り組んでいます。
- 都の認証ソーシャルファームは令和3年3月に初めて誕生しました。今後、ソーシャルファームを大きく育てていくためには、事業者への支援とともに社会全

体で支えていく必要があります。

【取組の方向性】

- ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、経営支援や就労支援等を行う関係機関、民間団体等と連携し、ソーシャルファームの検討期、創設期及び運営期に様々な支援を行っていきます。
- ソーシャルファームの創設及び活動を支援することにより、就労に困難を抱える方の雇用機会の拡大を図ります。
- ソーシャルファームの更なる普及に向けて専用のポータルサイト等により広く都民にPRするほか、先駆的な活動・事業モデルの発信や、ソーシャルファームに関心のある都民や事業者を対象としたセミナーの開催等により、ソーシャルファームの取組の裾野を広げていきます。

エ 地域における見守りの推進

【現状と課題】

- 高齢化と核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者が増加しています。高齢者が地域社会から孤立したまま亡くなる、いわゆる「孤立死」問題の背景には、近隣住民や行政等との接触が希薄な、一人暮らし高齢者の存在があります。
- また、孤立はしないまでも、地域社会の中で、自分の居場所や立ち寄れる場所がないため、閉じこもりがちになる高齢者もいます。
- 単身世帯（一人暮らし）高齢者に悩みごとの内容について尋ねたところ、「自分の健康・病気」という回答が56.4%と最も多くなっています。また、同様に相談相手について尋ねたところ、「相談したりするひとはいない」という回答が14.6%と、他の世帯に比べて高い割合になっています。
- 近年は、孤立の問題だけでなく、高齢の親がひきこもりの子供と同居している、いわゆる8050問題や、親の介護と子供の世話を同時に行っているダブルケアの問題など、適切な支援につなぐににくい事例が顕在化しています。これらの問題は、高齢者本人に着目するだけでなく、世帯全体の課題として捉えないと解決が困難です。
- かつて地域社会には、住民同士の助け合いが多く見られましたが、都市化の進展により、こうした地域における「互助」の機能が低下してきています。
- 分譲マンションなどの共同住宅では、居住者の高齢化が進んでいます。居住者の状況を把握できないと、支援を必要としていても適切なサービスにつながらない可能性があり、見守り機能の強化が必要となっています。
- また、都内には、昭和40年代以前に入居の始まった多摩ニュータウンなどの大規模集合住宅団地が多数存在します。これらの団地は、新しいマンション等と

違い、長年住み続けている居住者が多く、団地単位のコミュニティの形成が進んでいるところもある一方で、入居者の高齢化が進み、商店街には空き店舗が増加するなど、コミュニティの弱体化も危惧されます。

- 町会・自治会など、近隣の住民同士による「緩やかな見守り」、民生委員・児童委員などによる「担当による見守り」、地域包括支援センター等での「専門的な見守り」を相互に機能させ、地域から孤立しがちな高齢者の見守りや支援につなげる仕組みづくりが必要です。
- 令和4年度には、67億円超もの特殊詐欺の被害が発生しています。また、都内の消費生活センターに寄せられた高齢者からの消費生活相談は、約4万2千件で、全相談件数の3割を超えています。

【取組の方向性】

- 地域における「互助」の機能を高め、地域住民が主体となって一人暮らしの高齢者等を見守り、支え合う仕組みづくりを進めます。
- 地域の住民ボランティアを育成し、関係機関等からなる支援ネットワーク、高齢者の見守り等に活用する区市町村の取組を支援します。
- 日常的に高齢者等と接する機会が多く、都内で広域的に活動する金融業や小売業、配達・物流業などの民間事業者等と連携して、高齢者等の見守りや認知症の方を支える地域づくり等を推進します。
- 高齢者の消費者被害防止のため、地域に構築された高齢者を見守るネットワークがより有効に機能するよう、区市町村の取組を支援します。
- 一人暮らし高齢者等の生活実態を把握して、地域住民等と連携した見守りや在宅高齢者等の相談に対応する窓口を設置する区市町村を支援し、高齢者の在宅生活の安心を確保します。
- 高齢者の世帯全体の複合的な課題に対する区市町村の対応力強化や組織横断的な連携体制の強化を図るため、定期的に関係者の連絡会を開催します。

オ 地域における防犯活動の推進

【現状と課題】

- 地域における安全安心の確保には、行政や警察の取組に加え、防犯ボランティア団体など地域住民による防犯活動が重要な役割を果たしています。
- 都は、これまで、子供に対し防犯教育ができる人材を育成するための講座を開催するなど、地域における防犯活動を支援してきました。
- 一方で、ここ数年、防犯ボランティア団体数は頭打ちの状態にあり、構成員の高齢化も進んでいる現状があります。
- このため、防犯ボランティア活動の支援を充実させるとともに、防犯活動の新

たな担い手づくりに取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

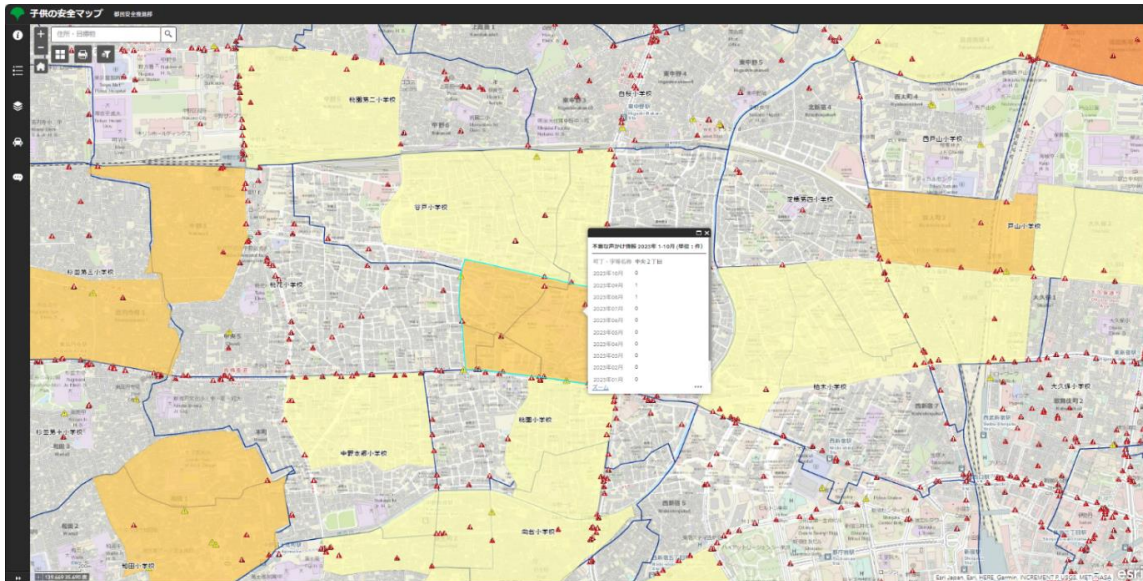
- 活動紹介やワークショップ等を行う「防犯ボランティアのつどい」を開催し、団体間の交流を促進することで、防犯ネットワークの拡大や活動の活性化を図ります。
- 防犯カメラの設置を契機に地域での見守り活動が活発に展開されるよう、見守り活動を実施する町会や自治会、商店街等に対し、設置費用等を補助します。
- 「防犯情報マップ」による地域の犯罪情報の提供など、防犯ポータルサイト「大東京防犯ネットワーク」を通じ、防犯活動に役立つ情報を発信します。
- 「子供見守り活動事例集」の作成・配布により、防犯ボランティア団体や地域住民に活動事例を紹介し、活動の活性化や担い手づくりを促進します。
- 地域で防犯活動に取り組む団体等を顕彰し感謝の意を表することで、その労苦に報いるとともに、活動の継続・活性化を図ります。
- 地域の見守りの目を増やすため、地域を巡回する事業者と協定を締結し、子供や高齢者等を見守るネットワークを構築する「ながら見守り連携事業」を推進します。
- 防犯ボランティアの裾野を広げるため、市民ランナーや犬の飼い主等に対し、ランニングや犬の散歩等の際に街の安全安心を見守る活動を啓発、賛同する団体へ防犯活動グッズを配布することにより、防犯ボランティア団体の結成促進、育成を図ります。

<大東京防犯ネットワーク>



<https://www.bouhan.metro.tokyo.lg.jp/>

<防犯情報マップ「子供の安全マップ」>



<https://bouhan-tokyo.maps.arcgis.com/home/index.html>

背景地図：Esri Japan, Esri, HERE, Garmin, INCREMENT P, USGS, METI/NASA, NGA, Earthstar
Geographics, CNES/ Airbus DS, DigitalGlobe

カ 町会・自治会活動の活性化支援

【現状と課題】

- 町会・自治会は、地域コミュニティ活動や防災・防犯など、地域を支える重要な役割を担っています。
- 都は、町会・自治会が地域の課題を解決するための取組に対して、「地域の底力発展事業助成」などで支援をしてきました。
- 一方で、高齢化や活動の担い手不足などにより、地域の課題に十分に対応できない町会・自治会も多くあり、その体制や取組を充実・強化していく必要があります。



町会・自治会の防災訓練の様子

<「地域の底力発展事業助成」実績>

	助成対象事業数
令和4年度	580 件
令和3年度	522 件
令和2年度	261 件
令和元年度	585 件
平成30年度	574 件

資料：東京都生活文化スポーツ局

【取組の方向性】

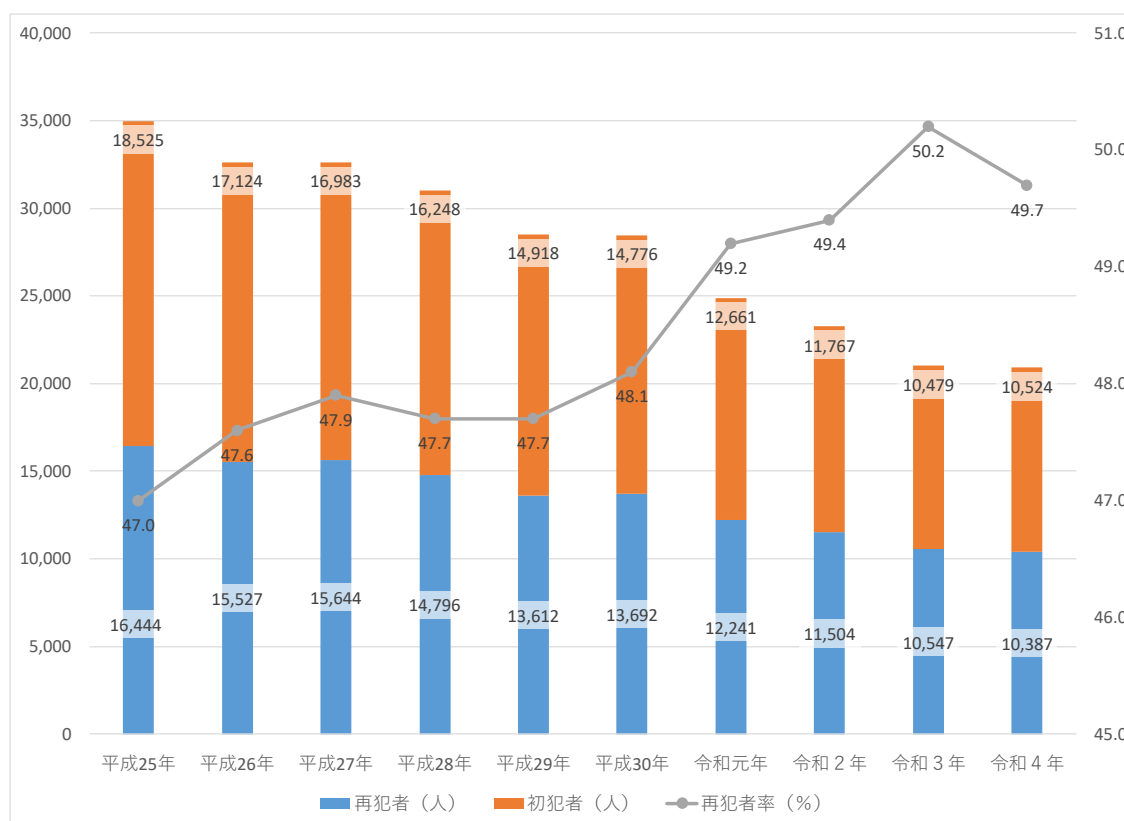
- 町会・自治会が大学・企業・NPO・ボランティア等との協働により、運営力の強化や、外部の新たな視点も取り入れた活性化を図れるよう、区市町村、(公財)東京都つながり創生財団と連携し引き続き支援を行っていきます。
- 孤立化した高齢者等の見守り、デジタル活用、防災・防犯など、町会・自治会が地域の課題を解決するための取組や、加入促進等の活動を支援します。
- プロボノ（企業の社員等が業務の中で培った経験・スキルを使って行うボランティア活動）の派遣によるウェブサイト、SNS など効果的な広報や事業立案を支援します。

キ 再犯防止に関する活動の促進

【現状と課題】

- 都内の刑法犯検挙人員は、全体では減少傾向にあり、特に初犯者は大きく減っています。一方、再犯者は減少幅が小さく、都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割であり、再犯防止推進に向けた更なる取組が求められています。

刑法犯検挙人員中の初犯者数・再犯者数・再犯者率（東京都）



※法務省資料に基づき作成

- 東京都は「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行（平成 28 年 12 月）や国の「再犯防止推進計画」の策定（平成 29 年 12 月）を踏まえ、「東京都再犯防止推進計画」を策定（令和元年 7 月）しました。
- 「東京都再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関等とも連携し、必要な取組を推進してきました。
- 都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、「東京都再犯防止推進計画」の取組の検証を踏まえるとともに、国の「第二次再犯防止推進計画」（令和 5 年 3 月策定）の内容を勘案し、令和 6 年度から 5 か年を計画期間とする「第二次東京都再犯防止推進計画」を策定しています。
- 犯罪をした者等の中には、高齢である者、障害がある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しています。
- 様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等の再犯を防止し、その立ち直りを実現するためには、地方公共団体、都内刑事司法関係機関はもとより、民間協力者が分野を越えて連携する、切れ目のない「息の長い」支援が必要です。
- 都内の更生保護施設や保護司会等では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っており、地域における息の長い支援を確保する上でも、そうした活動の更なる推進が望まれます。
- 都内の各地域においては、安全・安心なまちづくりや再犯防止等の推進のために、犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう指導・支援等に当たる保護司などの多くの民間ボランティアの方々が地道に活動しています。
- しかし、その活動を促進するに当たって、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向にあること、刑事司法関係機関と民間協力者の連携が不十分であることなどの課題があります。

【取組と方向性】

- 「第二次東京都再犯防止推進計画」に基づき、再犯防止につながる関連協議会等多様な場を活用して、東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体がその連携を更に強固にし、有益な情報を関係者間で適時共有・活用することにより、各取組を効果的に推進します。
- また、再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供することで、地域の立ち直り支援の取組を促進します。
- さらに、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、広域的な地方公共団体として、住民に最も身近な区市町村と共に息

の長い支援を実現するため、積極的な情報共有、都・区市町村相互間の強固な連携等により、区市町村における再犯防止対策を後押しします。

- 区市町村における再犯防止に資する取組を促進するため、国の関係機関も参加する区市町村担当者連絡会の開催や、区市町村職員を対象とした研修会、区市町村における住民相談を適切な解決につなげるフォローアップ等を実施します。
- 更生保護事業の円滑な実施と同事業に対する都民の理解と協力を促進するため、更生保護施設や保護司会、更生保護女性会等に対する運営費補助を行うことにより、健全な運営及び更生を助長する地域活動の振興を図ります。
- また、更生保護施設の機能を維持するため、国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を行います。
- 非行少年や犯罪をした者の社会復帰支援に携わる者を対象に、非行少年・再犯防止支援ガイドブックを作成・配布するとともに、研修会を開催するなど、「立ち直りを支援する力」の向上と、支援者間相互のネットワークづくりを図ります。
- “社会を明るくする運動”を通じて、民間ボランティアの活動を広報するとともに、都内各地域でキャンペーン等を実施するなど、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める取組を推進します。

(5) 対象を限定しない福祉サービスの提供

ア 総合的な福祉サービスの推進

【現状と課題】

- 高齢者、障害者、子供など、年齢や必要とする支援の内容にかかわらず、誰もが適度な距離感の中で一緒に過ごし、相談したり、専門的な支援を受けることなどができる、総合的な福祉サービスを提供する事業所は、分野や世代を超えて分け隔てなく支え合う地域福祉の拠点となり得ます。
- 高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の福祉サービスを提供する事業所の設備・人員に関する基準は、国が定める基準を参酌するなどして、都や区市町村が分野ごとに条例等で定めていますが、同一の建物等でこれらのサービスを組み合わせ実施する場合の基準の適用については、十分に整理されていませんでした。
- このため、国は、平成 28 年 3 月、現行の基準の範囲内で人員の兼務や設備の共用が運用上可能な事項を示すガイドライン⁴を発出しました。このガイドラインでは、各地で実施されている取組事例を踏まえ、高齢者、障害者、児童等に対して、通所による居場所の提供や泊まりによる支援を行うことを内容とした福祉サービスを対象に整理が行われ、令和 4 年 6 月には、総合的な福祉サービスの提供を推し進めるため、改訂版が発出されています。

⁴ 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン

【取組の方向性】

- 総合的な福祉サービスを提供する事業所の運営の実態や効果等について、都内の好事例等を通じ、区市町村や事業者へ情報提供を行います。
- 地域の実情に応じ、総合的な福祉サービスの展開が図れるよう、設備・人員基準の運用等について、区市町村や事業者に対する情報提供を適切に行います。
- 整備や運営に係る各分野の補助制度等に基づき、支援を行います。

イ 高齢者と障害児・者への一体的なサービス提供

【現状と課題】

- 平成 30 年度の介護保険制度の改正において、高齢者や障害児・者が共に利用できる「共生型サービス」が介護保険サービス、障害福祉サービス等にそれぞれ位置付けられました。
 - 共生型サービスは、障害者が高齢になっても使い慣れたデイサービスを使い続けられるだけでなく、高齢者と児童等との多世代交流を図ることもできます。
 - 都における共生型サービスの指定件数は、令和 5 年 4 月現在、以下のとおりです。
 - ・ 共生型介護保険サービス事業所^{※1}
 - 46 か所（通所介護 5、訪問介護 41）
 - ・ 共生型障害福祉サービス事業所^{※2}
 - 163 か所（居宅介護 78、重度訪問介護 69、生活介護 12、自立訓練 4）
- ※1 既に障害福祉サービスとして、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所で、共生型介護保険サービスの指定を受けたもの
- ※2 既に介護保険サービスとして、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所で、共生型障害福祉サービスの指定を受けたもの

【取組の方向性】

- 共生型サービスが普及し、適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等に対し、運営等の基準や介護報酬の仕組み等について、必要な情報提供を行っていきます。

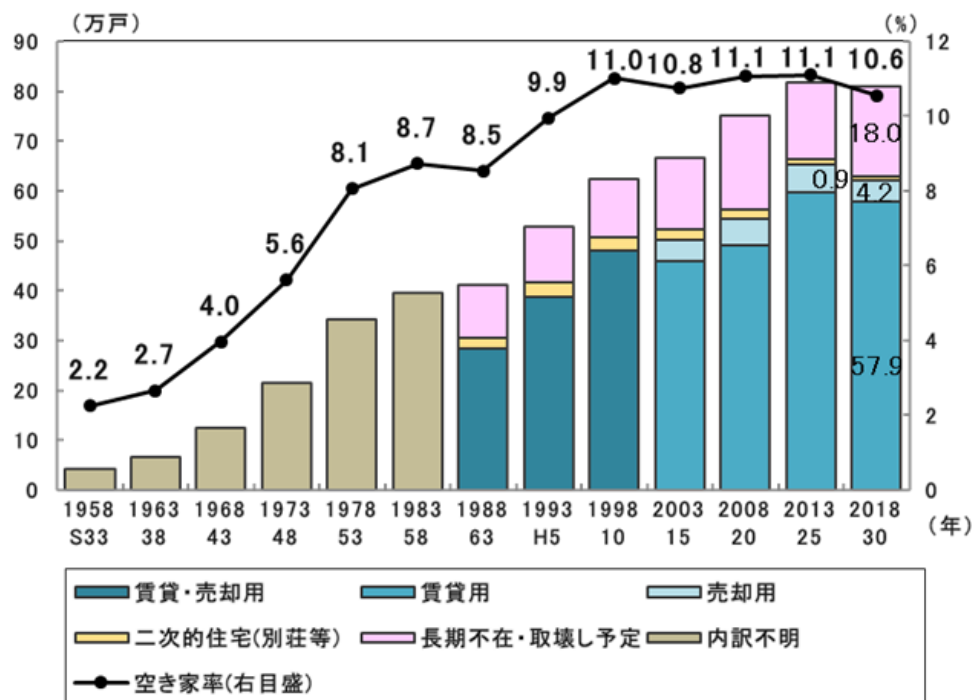
第3節 テーマ② 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために

(1) 住宅確保要配慮者への支援

【現状と課題】

- 安心して居住できる住まいの確保は、地域生活の基本となるものです。
- 東京は地価が高く、土地取得コストが高額になるため、家賃や施設の居住費が高額になる傾向にあります。
- 平成 30 年における都内の空き家率は約 10.6%であり、平成 10 年からほぼ横ばいとなっていますが、戸数は 5 年前に比べて約 1 万戸減少し、約 81 万戸となっています。

<空き家数及び空き家率の推移【東京都】>



資料：総務省「住宅・土地統計調査」

(注) 1. 1983(昭和 58)年までは、総数のみ

2. 空き家については、調査員が外観等から判断して調査

- 活用可能と考えられる「腐朽・破損なし」の空き家は約 69 万戸存在し、このうち、賃貸用の空き家は約 51 万戸、長期不在等の空き家は約 14 万戸となっています。